

| 陳情番号     | 件名                           |
|----------|------------------------------|
| 第 1 号    | 75歳以上の医療費窓口負担の現状維持を求めることについて |
| 受理年月日    |                              |
| 3. 1. 26 |                              |

## 陳情の趣旨

### 【陳情趣旨】

菅首相が議長である「全世代型社会保障検討会議」は、12月14日に発表した最終報告書に、75歳以上の高齢者の医療費窓口負担について、2割負担の導入を盛り込みました。これを受け、政府与党は2割負担の対象を単身世帯で年収200万円以上、夫婦とも75歳以上の夫婦世帯では年収320万円以上とし、現在開会中の通常国会に法案を提出しようとしています。この基準には、約370万人、75歳以上の約30%もの人が該当するものです。

75歳以上の高齢者の多くは年金を主たる生計にしており、決して裕福な生活を送っているものではありません。そのうえ、加齢に伴い、複数の病気をもち、複数科の治療を受けている方も少なくありません。医療費の窓口負担が2割になるということはこれまでの負担の2倍になることであり、その負担は過酷なものとなります。医療機関受診が必要な時に、窓口負担の増加のために、受診をためらったり、控えたりすることにつながりかねません。すでに全日本民主医療機関連合会や神奈川県保険医協会などの調査では、経済的理由で、受診をためらった結果、重症化し、手遅れになる例も報告されています。高齢者のくらしと健康、いのちをまもるために、相模原市議会として、国に対し、75歳以上の医療費窓口負担について、現状維持を求めることの意見書を提出していただきたく陳情いたします。

### 【陳情事項】

国に対し、「75歳以上の医療費窓口負担については現状維持を求めること」との意見書を提出すること。

| 陳情番号     | 件名                                       |
|----------|------------------------------------------|
| 第 2 号    | 後期高齢者医療制度の窓口負担の 2 割化の中止・撤回を求める<br>ことについて |
| 受理年月日    |                                          |
| 3. 1. 29 |                                          |

## 陳情の趣旨

### 陳情趣旨

2020 年 12 月、全世代型社会保障検討会議の報告を受け、政府は年収 200 万円以上の人を対象に窓口負担を 1 割から 2 割に引き上げることを決定しました。全国で約 370 万人、後期高齢者のうち約 30%に影響するといわれています。政府は 2022 年度から実施するため、2021 年 1 月の通常国会に法案が提出された。

高齢者の所得の 8 割は公的年金が占め、約 7 割の世帯は公的年金のみで生活しています。このような実態から働く高齢者も増え、貧困化も広がり、生活保護受給世帯の 53%を高齢者が占め、年々増加しています。神奈川県の後期高齢者医療制度被保険者の 64%が所得 100 万円未満というなかで、厳しい生活を強いられています。

後期高齢者医療制度は、このような低年金・無年金の高齢者からも保険料を徴収しています。多くの高齢者からは、保険料を含め税負担が重いという声があがっています。

労働者・自営業者からは、コロナ禍の影響をまともに受け、収入減と将来不安の声が広がっています。非正規雇用労働者は全雇用者比で 38%を占め、親の年金を頼りに生活をしている実態もあります。現役世代の負担軽減を理由に窓口負担 2 割化を実施するとしていますが、さらなる国民負担増につながることを危惧しています。

高齢者の生活実態を考慮しない窓口負担 2 割化導入は、コロナ禍の中で感染を恐れて受診をためらって健康を悪化させている高齢者にさらなる受診抑制を招きかねず、重症化を懸念する医療従事者の声もあります。コロナ禍で医療崩壊が心配されています。日常的な医療体制を守るため、また高齢者の健康を守るため、市議会として窓口負担 2 割化の中止・撤回を求めて国へ意見書を提出していただきたく陳情するものです。

### 陳情事項

1. 市議会として国に対し、後期高齢者医療制度の窓口負担 2 割化の中止・撤回を求める意見書を提出してください。

以上

| 陳情番号     | 件名                           |
|----------|------------------------------|
| 第 3 号    | 高齢者の特定健診の項目に「聴力検査」を入れることについて |
| 受理年月日    |                              |
| 3. 1. 29 |                              |

## 陳情の趣旨

### 陳情の趣旨

高齢化がすすむなかで、高齢者の社会参加が活発になってきています。高齢者の健康はもちろんですが、一歩踏み込んで社会参加というところからも高齢者の生活を考える必要があります。そのためには、老人性難聴という加齢による生理的な感覚機能の低下によるコミュニケーション障害を軽減することが、高齢者の社会参加にとって重要なことです。

聴力低下の原因としては加齢によるものが多く、年齢とともに増加しています。高齢者の健康や社会参加をすすめるためには難聴者への補聴器の装着など適切な対応ができるように特定健診項目に「聴力検査」を入れて、難聴の早期発見と適切な対応を図ることが重要になってきています。

最近では聞きにくさが、ひいてはうつ病や認知症の危険因子になること、早期発見が難聴の度合いを遅らせることも指摘されています。結果として健康寿命の延伸となり、医療費の抑制にも寄与するものと考えます。よって次のとおり陳情します。

### 陳情事項

市議会として国に対して、特定健診の項目に「聴力検査」を入れるよう求める意見書を提出してください。

以 上

| 陳情番号     | 件名                            |
|----------|-------------------------------|
| 第 4 号    | 加齢性難聴者の補聴器購入に国の公的助成を求めることについて |
| 受理年月日    |                               |
| 3. 1. 29 |                               |

## 陳情の趣旨

### 陳情の趣旨

高齢化がすすむなかで、補聴器を必要とする高齢者が増加しています。わが国の難聴者は推計 1430 万人（日本補聴器工業会調べ）に対し、補聴器所有者は約 210 万人（14.4%）とヨーロッパ先進国（37～48%）に比べ極端に低くなっています。

現行制度では、障がい者手帳の交付を受けた人を対象にした医療補助制度のみのため、加齢性難聴による中・軽度は対象になりません。補聴器は種類も多く、値段も 1 台 5 万円から 50 万円と高額のため日常生活に不便をおぼえながら補聴器を利用できないでいる高齢者が多数います。

このような実態の中で、近年、住民の声を受け自治体が独自に補聴器購入費の助成事業を実施してきていますが、まだごく一部の自治体です。

最近では聞きにくさが、ひいてはうつ病や認知症の危険因子になること、早期発見が難聴の度合いを遅らせることも指摘されています。補聴器の普及により、高齢者が地域でつながり、孤立の予防につながり、結果として健康寿命の延伸となり、医療抑制にも寄与するものと考えます。よって次のとおり陳情します。

### 陳情事項

市議会として国に対して、加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める意見書を提出してください。

以 上

| 陳情番号     | 件名                            |
|----------|-------------------------------|
| 第 5 号    | 加齢性難聴者の補聴器購入に市の公的助成を求めることについて |
| 受理年月日    |                               |
| 3. 1. 29 |                               |

## 陳情の趣旨

### 陳情の趣旨

高齢化がすすむなかで、補聴器を必要とする高齢者が増加しています。わが国の難聴者は推計 1430 万人（日本補聴器工業会調べ）に対し、補聴器所有者は約 210 万人（14.4%）とヨーロッパ先進国（37～48%）に比べ極端に低くなっています。

現行制度では、障がい者手帳の交付を受けた人を対象にした医療補助制度のみのため、加齢性難聴による中・軽度は対象になりません。補聴器は種類も多く、値段も 1 台 5 万円から 50 万円と高額のため日常生活に不便をおぼえながら補聴器を利用できないでいる高齢者が多数います。

このような実態の中で、近年、住民の声を受け自治体が独自に補聴器購入費の助成事業を実施してきていますが、まだごく一部の自治体です。

最近では聞きにくさが、ひいてはうつ病や認知症の危険因子になること、早期発見が難聴の度合いを遅らせることも指摘されています。補聴器の普及により、高齢者が地域でつながり、孤立の予防につながり、結果として健康寿命の延伸となり、医療抑制にも寄与するものと考えます。よって次のとおり陳情します。

### 陳情事項

市議会として市に対して、市独自の助成制度実施の検討を求めてください。

以 上

| 陳情番号    | 件名                              |
|---------|---------------------------------|
| 第 6 号   | 新型コロナウイルスに関連する調査と情報提供を求めることについて |
| 受理年月日   |                                 |
| 3. 2. 8 |                                 |

## 陳情の趣旨

### 陳情趣旨

- ・ マスクを運動時や日常的に長時間着用し続けることの身体・精神的弊害
- ・ ワクチンの副反応と、身体への悪影響の可能性
- ・ PCR 検査判定の不正確性

以上三点を詳細に調べ、結果を市民に公表・周知させることを市に対して求めていたいただきますよう陳情いたします。

### 陳情理由

(マスク常用の弊害について)

自分の呼吸を再び吸うことで二酸化炭素を多く含んだ空気を取り込むことになり、脳が二酸化炭素過多となります。ドイツの神経科医マーカレト・グリスプリッソン氏は、特に幼児や思春期の子供は多くの酸素を必要とし、酸素不足は脳細胞が破壊され、また正常に分裂できない状態となり、二度と細胞は蘇えらず、酸素欠乏は意図的な健康被害であると指摘しています。

また、口呼吸によりやすく、異物やウイルスが除去されず乾いた冷たい空気が肺に入り扁桃腺が腫れ免疫力低下を招く、小児期にはアレルギー性鼻炎、気管支喘息、老年期には誤嚥性肺炎や鼻呼吸がしづらくなり口が開きやすくなるなどの報告があります。

(日本病態疾患研究会、松岡より)

(ワクチンの副反応について)

今回のワクチンは、今までと違う RNA ワクチンと聞きます。自身の細胞を組み換えウイルスに見立て、それを免疫細胞に攻撃させ、抗体をつける。

とのことですが、その仕組みは本当に安全といえるのでしょうか。

新聞発のワクチンを、コロナウイルス発生からわずか1年ほどで人体に投与することは危険ではないのでしょうか。

子宮内胎死産後症候群ワクチンも厚生労働省が推奨していたが、健康被害から出て、積極的接種を取り止めています。(WHOは日本政府の判断を疑問視しているようです)。

- ・ ノルウェーでは基礎疾患のある高齢者25人以上死亡  
保健当局は、重篤な疾患のある高齢者に接種するのは危険と警告  
(BUSINESS INSIDER)
- ・ ポルトガル看護師(41歳) ワクチン接種2日後死亡  
(ポルトガル人口1016万人、累計感染者数43万1623人、死者数7196人)  
(7-2-ス)
- ・ アメリカ50代医師、接種16日後死亡  
(接種後の血液検査では血小板数値0となり、すぐに集中治療室に搬送される)  
(中東日報)

厚生労働省も、副反応などの説明を行い、受ける人の同意のもとで接種を行うと明記しています。しかし、それも一面的な説明に留まっていまいかな。この世情で、心理的安心のための接種にならうのか、危険だと思います。そのため市の側からの情報提供を望みます。

(PCR検査判定の不正確性について)

- ・ Ct値が40と高く設定されているため、感染力のない微量のウイルスも検出され、陽性判定される。

この問題点は、奈須利江大田区議会議員や柳ヶ瀬裕久参議院議員も国会で言及しています。2020年12月2日柳ヶ瀬議員の質疑に対し厚生労働省統括審議官佐原氏は「陽性判定は、必ずしもウイルスの感染力を証明するものではない」と発言されています。

- ・ アメリカCDCは、PCR検査キットを感染症の診断で使用してはならないと明記している

< 参照動画・資料 >

You Tube 奈須リ之TV 「大田区に容弁して『無症状感染者の  
うつすエビデンスも 新型コロナウイルスの論  
文も』を考える」

やなちゃん! 「PCR検査の重大問題! Ct値を見直せ!!  
12/2 やなちゃん国会中継」

Toku Takahashi いきいき健康チャンネル

CDC資料 <https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/lab/rt-pcr-panel-primer-probes.html>

| 陳情番号    | 件名              |
|---------|-----------------|
| 第 7 号   | すすきの町福祉施設建設について |
| 受理年月日   |                 |
| 3. 2. 9 |                 |

## 陳情の趣旨

### 1. 陳情の趣旨

2年前より、相模原市中央区すすきの町巨大福祉施設建設につき、住民と相模原市福祉課との間で紛争状態になっております。住民側の声を理解していただけない状況が続き、住民は精神的に疲弊をしております。何とか、平和的解決をしたいと思っておりますので、現在の状況につき、国機関等に相談したところ、地方公共団体においてはあせせん機関が設置されており、あせせん和解による解決をすすめられました。その後、相模原市あせせん機関をお願いし、和解かわる会議を開催していただきました。本来は、本件の主管部門である福祉課との交渉を考えておりましたが、市職員のアドバイスもあり、建設業者との直接交渉を実施いたしました。相模原市の誘導のもと、あせせんによる平和的解決を地域住民は望んでおりましたが、お互いの考え方については、大きな隔たりがあり解決が難しい状況です。

その後、当該事案につき一定の機関に相談したのですが、今回のケースにおいては、他地方自治体同様、行政発意に基づく地区計画策定及び行政不服審査申し立てによる解決をすすめられましたが、不服審査申し立ては棄却されました。

すすきの町巨大福祉施設計画は、元市長である加山俊夫らにより計画された建設という事が最近明らかになったのですが、地区計画及び、綿密な地域調査が行われなかった為、今になり問題が顕在化し紛争状態になっております。

説明会や嘆願書にても説明させていただいておりますが、計画は、住民の受忍限度を超えております。一方、相模原市職員は、その達成困難な計画とノルマを執行すべく、コンプライアンス違反行為やパワーハラスメント犯してまでも住民の説得に努めておるように思えます。問題解決の為には、先ずは、計画における、科学的根拠と法的根拠を検証し、再度、住民と行政が理解納得できる都市計画の策定及び説明が必要です。

つきましては、当該事業にかかわる業務フロー（責任の所在）が明らかになってないため、当該案件がどの委員会又は議員に属するものなのかわかりませんが、議会において、現段階における状況を、調査していただき、社会的問題解決にむけ働きかけをお願いします。

尚、地区計画による解決については、以前相模原市福祉課に依頼をしており、問題解決の為、各関係部門と横断的に進めて頂いておると認識しております。

### 2. 申し立て理由と背景について

#### ①. 判例の解釈について

すすきの町福祉施設建設につき、建設反対の声が多く、相模原市と紛争状態にあります。建設にかかわる各問題の解決につき、相模原職員に解決を求めてまいりましたが、市職員及び建設業者は条例をベースとした正当性を主張してきました。しかしながら、その後、専門家などに相談したところ、その相模原市の主張が間違えである事がわかりました。職員が主張する条例は、制度運用上の最低限の取り決めであり、司法では具体的、個別的に総合的に鑑み、比較衡量し受忍限度を決めるべきだと考えを（神戸地姫路支庁 1999・10・26 判タ 1038 号 291 頁）明らかにしております。現在、相模原市は、町壊しの防止と、地域社会で、ゆずりあいの心を持った都市計画をめざしておりますが、実現は出来ておりません。その一つの理由として、市職員の知識経験の欠如及び、コンプライアンスの遵守の精神が無いからです。

## ②科学的根拠と法的根拠

当該問題につきまして、住民からの質問に対し、法的根拠及び科学的根拠をベースとした回答が一切なされていない状況です。

一般的に、法律とは社会通念、倫理、道徳をベースとした民法、判例等であり、市が主張する、条例は最低限の基準にすぎません。ですので、判例をベースに考えると、市が主張する法とは、法的根拠にはなっておりません。又、住民から提出要請している、科学的根拠についても提出を要請しましたが、相模原市は一切回答が無く、条例の基準が受忍限度でありと思われる主張で、住民を説得させようとしております。

もし、相模原市職員は、作為的に情報を操作し、地域住民を錯誤させ、協力を強要させているのであれば、これらの行為は、不正行為はもとよりコンプライアンス、社会通念上許せることではありません。

## ③市長加山氏の責任と市職員の詐欺行為

市長加山氏の任命した一部の職員により、すすきの町福祉施設建設計画は策定されましたが、その計画は環境、衛生、交通等の面において、すすきの町住民では受容できるものではありませんでした。受容できない理由については、相模原市福祉課へは、すでにその考えをお伝えしておりますが、質問をしても、何も回答が無く（黙秘）、説明があっても条例の基準によって解決しているといった間違った回答であり、住民を惑わし錯誤をさせてきました。相模原市長の加山氏の責任はもちろんの事、職員及び建設会社によるこれらの行為は、詐欺行為に他なりません。問題解決の為、まずは、司法の考えに基づき、適切な近隣類似地区の基準の調査及び、地区計画策定による町の再設計をお願いいたします。（地区計画による解決の依頼は、福祉課へ提出済みです。）

## ④地域特性にもとづく計画の策定

ここ10年ですすきの町の町並みは変わりました。ご覧いただけるとご理解されますが、すすきの町は低層住宅地域です。平成23年度の国会公務員官舎策定計画で土地がリリースされましたが、多くの都市では町壊しを防ぐべく、行政発意にて地区計画策定によるその防止をしております。相模原市においても、早急に、十分な地区調査をしていただき、住民へのヒアリング、地区の再調査、及び計画の策定をお願いいたします。（地区計画の策定依頼は、相模原市福祉課に依頼済みです。）

## ⑤行政発意地区計画策定による問題の解決

平成23年度の国家公務員削減計画により、国有地のリリースが進んでおりましたが、多くの地方都市においても、当該社会的問題が懸念されたおりまゝ。未然に防ぐべく、八王子市、つくば市、横浜市等においても、今回のような国有地のリリースにつき、行政発意による地区計画により問題を未然に解決しております。相模原市すすきの町における建設においても、同じく地区計画策定による町壊し防止をお願いいたします。

## ⑥相模原市職員による不正行為

当該建設については、表見上相模原市福祉課が、主体となり住民へ働きかけをしまいましたが、当該建設説明会の過程において、いくつかの不正と思われる行為がありました。その一つとして、職員かんがえの黙秘があります。説明を求めても、黙秘することが多く、住民に適切な情報を与えることがありませんでした。これらの行為は、権力の濫用にあたると考えます。再度、適切なプロセスによる取引先の選定～建設の実施が明確にならない限り、地域住民は理解納得することが出来ません。又、コロナ禍中における、説明会の強制開催や、建設標識のバックデート記載等においても、民法上、悪質な不法行為になります。当該不正行為はもちろんの事、今後、当該案件にかかわる調査をしてゆくなかで、新たに発見される、不法行為があったプロセスについては、訴求してその行為の無効をお願いいたします。

## ⑦住民合意取り付け

以前、当該紛争につきまして、神奈川県福祉部門に相談いたしましたところ、基本的には、特別養護老人ホーム建設に際し、住民の合意が取り付けが必要であるご教示いただきました。又、合意取り付けは、口頭ではなく、書面による取り付けるべき（双方の合意を担保し後日の紛争を未然に防止するため）とも考えを明らかにしておりました。しかしながら、本案件は、相模原市福祉課が主体となり動いておりましたが、合意方法さえも討議されてない状況です。市民に対しての、無作為、公権力濫用によるパワーハラスメントと言わざるをえません。現在、相模原市長本村氏は、相模原市の腐敗した組織を変えるべく、横断的な取り組みをする事を表明しております。まずは、福祉課担当者は、上司である市長への報告をし、クロスファンクショナルによる情報の共有と、解決をお願いいたします。

| 陳情番号     | 件名                          |
|----------|-----------------------------|
| 第 8 号    | 預託法等の改正及び執行強化を求める意見書の提出について |
| 受理年月日    |                             |
| 3. 2. 10 |                             |

## 陳情の趣旨

### 陳情の趣旨

悪質商法による消費者被害をなくすため、消費者庁「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」（以下、検討委員会）により、2020年8月19日に報告書がとりまとめられました。国会及び政府として以下の事項に早期に取り組むことを求める意見書を相模原市議会として提出していただきますよう陳情いたします。

1. 検討委員会報告書の内容に沿い、販売預託商法を原則禁止とするよう、預託法の改正の検討を早急に進めること。
2. 詐欺的な定期購入商法をなくすため、特定商取引法に係る指針の改正及び法執行強化を政府に要請すること、及び特定商取引法を改正すること。
3. 送り付け商法については、政府に対し、現在の法規制の内容の周知を図ることに加え、諸外国の法制も参考に制度的措置を講じること。
4. 国及び地方自治体が厳正かつ適切な法執行を行えるよう、体制確保に向けた措置や両者の連携を強化すること。

### 陳情の理由

近年、各種技術の進歩を踏まえた様々な製品・サービスの普及等の一方で、新製品・サービスの内容等を十分に理解できていない消費者のぜい弱性につけ込む巧妙な悪質商法による被害が増加しています。

こうした状況をふまえ、消費者庁の検討委員会において、上記の報告書がまとめられ、消費者のぜい弱性につけ込む悪質商法の手口の巧妙化・複雑化には、断固とした対応が必要として、法執行の強化や実効性ある制度改革が答申されました。社会問題となっている、これらの課題解決に向けては、実効的な法制度の早急な整備が必要と考え、陳情いたします。